

重要なお知らせ

令和 8 年 7 月 3 1 日
九州運輸局海上安全環境部
監理課／船舶安全環境課

令和 8 年熊本地震に伴う船舶検査等の弾力的な運用について

今般の地震により、長期的な影響が生じられることから、当分の間、次のとおり弾力措置を講じます。

1. 適用対象

被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務

2. 適用期間

令和 8 年 7 月 2 9 日から令和 9 年 7 月 2 8 日まで

3. 管海官庁

被災地を管轄する地方運輸局等で対応が困難なため、当該官署以外の地方運輸局等でも対応いたします。

4. 船舶検査等に関する弾力的な措置の内容

(1) 船舶検査等の申請及び処理

船舶検査等に係る申請について、被災により通常の申請が困難な場合にあっては、後日、正式な申請書を提出し手数料等を納付することで FAX やメール等による申請、添付書類を省略しても差し支えございません。

(2) 船舶検査証書等の有効期限の延長

令和 8 年 7 月 2 9 日から令和 9 年 7 月 2 8 日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して 3 ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内でも対応いたします。

(3) 定期的検査時の処理

被災のため受験が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であれば検査合格とし、結了日の翌日から起算して、最大 6 ヶ月後までに臨時検査を行うこととしても差し支えございません。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地にて船舶検査受検中である船舶等については、九州運輸局又は熊本運輸支局から委嘱手続き等の処理を行います。

5. 登録測度に関する弾力的な措置の内容

令和8年7月29日から令和9年7月28日の間に検認期日が到来する船舶国籍証書について被災のため検認又は検認期日延期の手続きが困難な船舶については、船舶国籍証書の検認期日の変更を行い、最大3ヶ月延長します。

※詳細につきましては、最寄りの運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせください。

＜九州運輸局ホームページ | 支局・事務所のご案内＞

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/sikyoku/body.htm>

【お問い合わせ先】

九州運輸局海上安全環境部監理課／船舶安全環境課

Tell: 092-472-3174（船舶安全環境課）

092-472-3173（監理課）